

第 203 回：倒産防止共済とは

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）とは、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

無担保・無保証人で掛金の最高 10 倍（上限 8,000 万円）まで借入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられます。

■倒産防止共済の仕組み

◆掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金は全額経費に計上できるため、節税対策として利用できます。

最大で月額 20 万を掛けて年間 240 万円を経費に計上することができます。

更に、年払いをすることもできるため、期末に年払いを変更すれば、最大 23 ヶ月分で 460 万円を経費することができます。

・掛金：5,000 円～200,000 円（5,000 円単位）

・積立限度額：800 万円

※加入後増額・減額可能

掛金は 5,000 円から 20 万円の間で自由に選ぶことができ、加入後増額・減額もできます。

増額・減額したい時には、手続きが必要となります。

支払のときは経費になりますが、解約し戻ってくる解約手当は利益になりますので、所得税又は法人税の課税対象となります。

※解約するタイミングのご提案

- ・赤字出た場合
- ・資金繰りがどうしても厳しい時
- ・会社は解散の時（退職金で相殺）

◆解約手当金が受けとれる

◇解約手当

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1 ヶ月～11 ヶ月	0%	0%	0%
12 ヶ月～23 ヶ月	80%	75%	85%
24 ヶ月～29 ヶ月	85%	80%	90%
30 ヶ月～35 ヶ月	90%	85%	95%
36 ヶ月～39 ヶ月	95%	90%	100%
40 ヶ月以上	100%	95%	100%

・任意解約：契約者が任意に行う解約

・機構解約：12 ヶ月分以上の掛金の滞納や共済金の貸付けなどに不正行為があった場合に中小機構が行う解約

・みなし解約：個人事業主の死亡や法人（会社など）の解散・分割の際に、その時点で解約されたものとみなすこと

※ただし掛金納付月数が12カ月未満の場合、共済金が受け取れず、掛捨てになってしまいます。

◆無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付が受けられます。ただし、借入額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

- ・貸付限度額：8,000万円

■加入資格

- ・加入資格：1年以上継続事業

①会社または個人の事業者

業種	資本金の額又は出金の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

②組合

- ・企業組合、協業組合
- ・事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

会社の経営が安定している場合でも、「取引先の倒産」という不測の事態はいつ起こるかわかりません。当事務所でも「経営セーフティ共済」に加入手続きが可能ですので、この機会に加入をご検討されてみてはいかがでしょうか。詳しく内容を知りたい方や加入をご希望される方は当事務所までお気軽にご相談ください！

